

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成29年9月22日（金）
午後 2時00分～午後 3時00分
2. 開催場所：喜界町役場会議室
3. 出席農業委員：（10名）
4. 欠席農業委員：（1名）
5. 出席推進委員：（5名）
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請について
報告第 7号 農地台帳新規登載について
7. 農業委員会事務局出席職員（3名）

8. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成29年第9回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんお疲れ様です。先般、本町は50年に1度の大雨による甚大な被害を受けました。それにより農地・農作物・道路等への被害があり、現在、町・関連機関が復旧にあたっているところです。ただ、被害の規模的に恐らく相当な時間とお金がかかるのではないかとおられます。その中でさとうきび農家への影響も懸念されるところです。土砂崩れによる農地への被害も出ているようですので、皆さんには農地パトロールによる担当地区の農地状況の把握に努めていただきたいと思います。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、6番、7番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案13件でございます。まず、議案第26号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第26号、受付番号1から13を議案書をもとに朗読】</p> <p>受付番号1から13までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p>

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

発言者	発言内容
議長	ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
2番	1番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は数年前より病気療養中のため農業はしておらず、今後も営農の予定はないということで売り渡したとのことです。
7番	譲受人は買い受けた事に間違い無いとのことです。以上です。
7番	2番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は譲受人へ農地を売り渡したことに間違い無いとのことです。 譲受人は、譲渡人より売買の話があり買い受けた事に間違い無いということですので。以上です。
4番	3番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人は親戚関係です。 譲渡人は高齢であるし、今後の財産処分のため譲受人へ贈与することとなったようです。 譲受人は、譲渡人より贈与の話があり譲り受けたことに間違い無いということですので。譲受人は意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上です。
6番	4番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、今後島外にでる予定があるということで譲受人へ売り渡したようです。 譲受人は、譲渡人より売買の話があり買い受けた事に間違い無いとのことです。譲受人は意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上です。
10番	5番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人、譲受人ともに売買について間違い無いとのことでした。なお、申請は譲受人主導によるものです。以上です。
5番	6番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、今後農業をする予定が無く後継者もないということで譲受人へ売り渡したようです。 譲受人は、譲渡人へ話を持ちかけ買い受けた事に間違い無いとの事です。現在小作はしていませんが、さとうきびを植える予定です。譲受人は意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上

	<p>です。</p>
10番	<p>7番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人、譲受人ともに売買について間違い無いとのことでした。なお、申請は譲受人主導によるものです。以上です。</p>
7番	<p>8番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人はおじと甥の関係です。 譲渡人は現在入院中です。おいである譲受人へ贈与したとのことでした。 譲受人は、おじである譲渡人から農地を譲り受けたことに間違い無いとのことです。以上です。</p>
11番	<p>9番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は生まれより、島外にご在住のため喜界島の農業状況について分からないということで、きょうだいで話し合いをして譲受人へ贈与したとのことです。 譲受人は、譲渡人より話があり譲り受けた事に間違い無いとのことです。以上です。</p>
4番	<p>10番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人は親子関係です。 譲渡人は高齢のため以前より譲受人の補助的な作業をしており、経営はほとんど子である譲受人が行っている状況です。そのため今回、子である譲受人へ贈与するとのことです。 譲受人は譲渡人から贈与の話があり、譲り受けた事に間違い無いようです。以上です。</p>
議長	<p>受付番号11番につきましては、事務局の親族が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(事務局長 退席)</p>
8番	<p>11番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、譲受人に話を持ちかけ売り渡したことに間違い無いとのことです。 譲受人は、譲渡人から話を持ちかけられて買い受けた事に間違い無いようです。また、譲受人は家族経営でさとうきび生産に励んでおり今後規模拡大に意欲を示しておりました。意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われます。以上です。</p> <p>説明終了後(事務局長 入室・着席)</p>

2番	<p>12番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人と譲受人は兄妹関係です。兄である譲渡人から妹である譲受人への贈与です。 譲渡人は、約7年前に離農し現在は島外にご在住です。今後帰島し農業を行う予定は無いとのことで贈与したようです。 譲受人は、約6年前から農業を開始しており将来的に農地を荒らさないためにも今回譲り受けることにしたようです。また、ご主人は現在島外にご在住ですが将来的には定年退職を機に譲渡人と一緒に農業を行う予定とのことです。以上です。</p>
10番	<p>13番について確認しましたので説明いたします。 13番の譲渡人と12番の譲渡人は同一で、13番譲渡人と譲受人は、兄妹関係です。兄である譲渡人から妹である譲受人への贈与です。 譲渡理由は、12番と同じです。 譲受人は、兄である譲渡人から話を持ちかけられ譲り受けることにしたようです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第26号は原案の通り決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告第7号の「農地台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第7号「農地台帳新規登載報告書」の件数は2件でございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第7号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【発言等なし】</p>

議長	よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第7号を終わります。
----	---

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもって平成29年第9回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 榎 清 志

議事録署名委員 吉 岡 強